発行者との関係	
出資金払込口座の所在地	
資金の流れ	

（注意事項）

⑯⑤の注意事項に準じて記載すること。

⑰　［略］

⑱　令第１条の12各号に掲げる行為に係る業務の状況

①　有価証券の転売を目的としない買取りの状況　（単位：百万円）

区分		買取額
有価証券	委託者指図型投資信託の受益権に係る受益証券	
	外国投資信託の受益証券	

（注意事項）

［略］

②　預託を受けた電子記録移転権利から除かれた権利の状況

法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（令第１条の12第２号に規定する権利に限る。）について記載する。

	口数	額面金額
		百万円 （　　）
		（　　）
		（　　）
		（　　）
		（　　）
		（　　）

（注意事項）

「額面金額」の欄には、当期末現在において預託を受けている電子記録移転権利から除かれた権利を種類ごとに額面金額を記載すること。このうち、第136条１項第５号ロ及び第６号ロに掲げる方法以外の方法で管理しているものについては、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。なお、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑰　［同左］

⑱　令第１条の12に掲げる業務の状況

（単位：百万円）

区分		買取額
有価証券	委託者指図型投資信託の受益権に係る受益証券	
	外国投資信託の受益証券	

（注意事項）

［同左］

［加える。］